

錦江町水防計画 （令和5年6月）



錦 江 町

余 白

目 次

第1章 総 則

目 的	1
-----	---

第2章 水防組織

1 水防本部	2
2 本部各班の事務分掌	2

第3章 洪水危険地域及びその他の危険地域

1 洪水危険地域	4
2 高潮、津波危険地域	4

第4章 水防施設及び水防資機材

1 水防施設及び水防指揮機材	5
2 水防資機材の備蓄	5

第5章 水防活動等

1 本部の設置及び本部員の非常参集	6
2 水防巡視等	6
3 水位観測地点と水位に応じた対応	6
4 水防信号	7
5 出動準備及び出動	7
6 巡視及び警戒	8
7 堤防等決壊時の処置	9
8 水防団（消防団）の活動	9
9 水防に関する連絡体制	10

10	自衛隊に対する災害派遣要請	10
11	水防解除	11
12	水防訓練	11
13	要配慮者利用施設に関する避難計画及び訓練	11

第6章 費用負担と公用負担

1	費用負担	12
2	公用負担	12
3	損失補償	13

第7章	水防報告と記録	14
-----	---------	----

1章 総 則

目 的

この計画は、錦江町における地域防災計画の一環として、水防法（昭和24年法律第193号）第3条の規定に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のための必要事項を定めることにより、町内河川及び海岸線の警戒、洪水、雨水出水、津波・高潮等による水災からの防御又は被害の軽減に努め、もって、公共の安全を維持することを目的とする。

なお、錦江町水防計画（令和3年11月）は廃止する。

第2章 水防組織

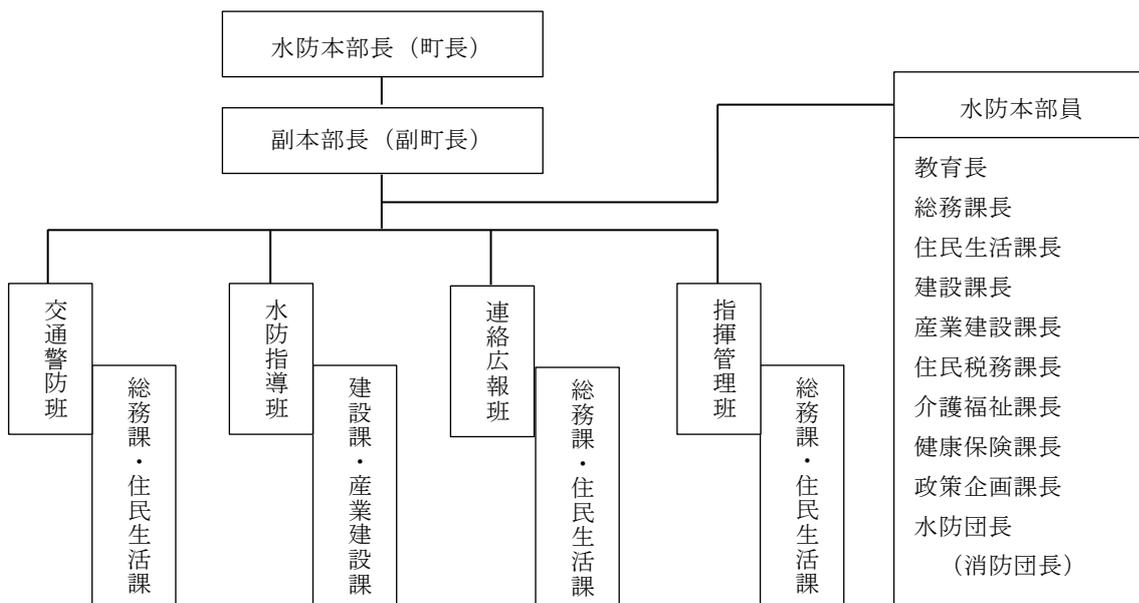
水防本部の設置及びその事務を以下のように定める。

1 水防本部

水防管理者（町長）は、大隅地域振興局からの町内河川の増水に係る水位情報を受けたとき、又は、洪水、雨水出水、津波・高潮等、その他の水災により、水防活動の必要があると認めた場合、その危険が去るまでの間、直ちに水防本部（以下「本部」という。）を設置し、水防事務について処理を行わせるものとする。

水防本部長（以下「本部長」という。）を町長とし、副本部長を副町長とする。水防管理者が公務等で不在の場合は水防副本部長がその職務を代行する。また、消防団長を水防団長（以下「水防団長」という。）とし、消防団（以下「水防団」という。）の水防作業の指揮を執らせるものとする。水防団長が不在の場合についても、消防副団長が水防団長の職務を代行する。

本部の事務局は、総務課に置き、本部の編成は、次のとおりとする。



発災現場又は発災が予想される現場が大根占地区である場合は、総務課長及び建設課長が、また、田代地区である場合は住民生活課長及び産業建設課長がそれぞれの班の指揮を執るものとする。

2 本部各班の事務分掌

本部の事務分掌は次のとおりとする。

(1) 指揮管理班

- ア 本部要員の召集、公用車両等の手配
 - イ 水防事務のとりまとめ、水防作業計画の立案及び報告等
 - ウ 現地との通信、報道対応、被害情報の収集、関係機関との連絡
 - エ 水防警報及び立ち退き指示等の発表の判断
- (2) 連絡広報班
- ア 気象状況、洪水予報等の町民への伝達
 - イ 町内河川及び海岸線の情報、立ち退き指示等の発信
 - ウ 報道対応窓口業務（記者会見又は記者説明の準備等を含む。）
- (3) 水防指導班
- 水防時における管内の巡視及び水防作業の現地指導
- (4) 交通警防班
- 水防時における道路交通情報の収集及び避難者の誘導経路の適否分析及び連絡広報班を通じての警察、消防及び水防指導班への誘導経路の伝達

第3章 洪水危険地域及びその他の危険地域

1 洪水危険地域

錦江町地域防災計画資料編 1－1（洪水危険地域）参照

2 高潮、津波危険地域

錦江町地域防災計画資料編 1－8（高潮・津波危険地域）参照

第4章 水防施設及び水防資機材

1 水防施設及び水防資機材

当町では、水防倉庫2棟を保有しており、水防資機材を格納している。その細部は次のとおりである。

(1) 水防倉庫

ア 錦江町城元963番地（中央分団詰所横）

イ 錦江町神川3242番地3号（神川分団詰所横）

(2) 格納資機材

区 分	備蓄場所	品 名	中央数量	神川数量	合計数量
資 材	錦江町 水防倉庫 (中央・神川)	杭	30	30	60
		土のう袋	800	800	1600
		縄	7	7	14
器 具	錦江町 水防倉庫 (中央・神川)	スコップ	5	5	10
		山 鋏	3	3	6
		掛 矢	3	3	6
		鎌	5	5	10
		斧	2	2	4

2 水防資機材の備蓄

水防資機材は常に、前項（2）に示す数を備蓄しておくものとする。

なお、各分団において、状況の急変等により水防本部に要請する時間的余裕がない場合、各分団長は、当該地域の業者等からこれを調達することができる。その場合、その旨を水防管理者に報告するものとする。（第6章「公用負担」参照）

第5章 水防活動等

1 本部の設置及び本部員の非常参集

洪水、高潮、津波に関する注意報又は警報が発せられた場合、並びに降雨の状況等により雨水出水を含めた災害の発生が予想され、その対策を要すると認めるときは、本部を設置する。

本部員は、参集指示を受けたときは、直ちに本部に参集し、本部長の指揮を受けるものとする。また、本部の設置等が見込まれる場合、勤務時間外においてもその所在を明らかにし、所属課長と連絡が取れる状態を維持しなければならない。

2 水防巡視等

本部長は、河川の増水等の通知を受けたとき、又は自ら水防活動が必要と認めるときは、直ちに各河川又は海岸の水防受持ち区域の水防分団長(消防団分団長)に対し、その旨を通知し、必要団員を河川海岸の水門、樋門及び防潮堤等の巡視を行うよう指示するものとする。

3 水位観測地点と水位に応じた対応

(1) 水位観測地点

河川名	観測位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	氾濫危険水位
神ノ川	目視位置：県道：神川内之浦線 神之川橋（左岸橋脚）	2. 0 0 m	2. 5 0 m	3. 5 0 m
	県観測点：水流川（合流点左岸）			

(2) 神ノ川の水位に応じた対応

各水位	水深(m)	洪水情報	町の対応	住民に求められる行動
越水・洪水発生水位	4. 7 m以上または堤防の決壊	氾濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> 逃げ遅れた住民等の救助 「警戒レベル5、緊急安全確保」を発表 	<ul style="list-style-type: none"> 「命を守る最善の行動」をとる。
氾濫危険水位	3. 5 m以上	氾濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> 「警戒レベル4、避難指示」の発表（越水・洪水発生が確実視される場合または避難活動が停滞する場合は、「警戒レベル4 避難指示」を継続して発表） 水防団による避難誘導 	<ul style="list-style-type: none"> 避難完了 水防団に協力できる人は水防活動に参加
氾濫注意水位からなお増水	—	氾濫警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> 「警戒レベル3、高齢者等避難」を発表 避難所開設 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等は避難開始
氾濫注意水位	2. 5 m以上	氾濫注意情報	<ul style="list-style-type: none"> 水防団出動（警戒・巡視） 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等の避難準備開始
水防団待機水位	2. 0 m以上	—	<ul style="list-style-type: none"> 水防団出動準備 	<ul style="list-style-type: none"> 防災無線、テレビ・ラジオ等で情報収集

4 水防信号

(1) 水防信号は次のとおりとする。

信号の種類	発表基準	措置事項
第1信号	○ 河川の水位が氾濫注意水位に達したとき。	住民に周知するとともに必要な団員を召集し河川の警戒にあたる。
第2信号	○ 氾濫注意水位を超え、さらに増水が見込まれるとき。	各分団員を召集するとともに水防活動に必要な資材を現場に輸送する。 「警戒レベル3、高齢者避難」を発表する。
第3信号	① 氾濫危険水位に達し、なお増水が見込まれるとき。 ② 高潮警報が発せられたとき。 ③ 雨水出水により道路の冠水、床下（上）浸水が見込まれるとき。 ④ 堤防の決壊または越水の危険が間近に迫っていると判断される時。	①～③ 各分団員の外、必要により一般住民の出動を求める。 「警戒レベル4、避難指示」を発表する。 ④ 「警戒レベル4、避難指示」を継続して発表する。
第4信号	① 堤防が決壊または越水したとき。 ② 大津波警報、津波警報又は津波注意報が発せられたとき。また、停電、通信途絶等により津波警報等を適時に受け取れない状況において、強い揺れ又は1分程度の長い揺れを感じた場合	① 「警戒レベル5、緊急安全確保」を発表。錦江警察署長に住民の避難誘導を依頼。逃げ遅れた住民の救助を可能な限り行う。 ② 「避難指示」を発表。住民に緊急の避難を呼びかけ、全職員及び水防団も避難を実施

(2) 警報信号

信号の種類	サイレンの吹鳴信号
第1信号	5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー
第2信号	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー
第3信号	10秒 5秒 10秒 5秒 ○ー 休止 ○ー 休止
第4信号	1分 5秒 1分 5秒 ○ー 休止 ○ー 休止

注： ○ 信号は適宜の時間継続すること。

○ 危険が去ったときは口頭伝達により周知させるものとする。

5 出動準備及び出動

(1) 出動準備

水防管理者は、次の場合、管理下の水防団に対して出動準備をさせる。

ア 河川の水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ、出動

の必要が予測される時。

イ 気象状況等から高潮の危険が予想される時。

(2) 出動時の安全確保

水防団員は、出動に際してヘルメット、耐切創性手袋、救命胴衣など、水防作業に相応しい装備を装着するとともに、各種車両・機材等の安全守則を厳守し、事故防止に万全を期すること。

(3) 出 動

水防管理者は、次の場合直ちに管下水防団に対し、あらかじめ定められた計画に従って出動させるとともに、警戒配置につかせ、その旨を大隅地域振興局建設部長に報告する。

ア 河川の水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、非常事態の発生が予測される時。

イ 堤防に異状を発見した時。

ウ 気象状況、潮位及び風速等により、高潮の危険が予測される時。

6 巡視及び警戒

(1) 常時巡視

水防管理者又は水防団長は、常時巡視員を設け、随時区域内の河川・海岸堤防等を巡視させ、河川及び海岸線の水位及び水防上危険であると認められる箇所があるときは、県知事及び大隅地域振興局建設部長に報告し、必要な措置を求めなければならない。

(2) 非常警戒

水防管理者は、出動命令を発したときから水防区域の警戒を厳重に行い、特に既往の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心として堤防を巡視させる。

特に次に注意し、異状を発見した場合は直ちに水防作業を開始するとともに、大隅地域振興局建設部長等に報告する。

ア 居住地側堤防斜面の漏水によるひび割れ、欠け及び崩れ

イ 堤防の冠水状況

ウ 堤防上端の亀裂又は沈下

エ 川側堤防斜面の亀裂又は欠け

オ 樋門の両袖又は底部からの漏水

カ 橋梁その他の工作物と堤防の取り付け部分の異状

(3) 警戒区域の設定と居住者等の水防義務等

ア 水防上緊急の必要がある場合は、水防団長、水防団員は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、もしく

は制限し、又はその区域からの退去を命じることができる。また、水防のため止むを得ない場合、その区域内の居住者又は水防の現場にある者に対し、水防作業に従事させることができる。(水防法第21・24条)

イ 水防管理者は、水防のために必要があると認めるときは、所轄警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。(水防法第22条)

7 堤防等決壊時の処置

(1) 堤防等決壊の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者又は水防団長は、直ちにこれを県知事、大隅地域振興局建設部長、錦江警察署長、大隅肝属地区消防組合等の関係者に通報しなくてはならない。(水防法第25条)

(2) 堤防等決壊後の処置

堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者及び水防団長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。(水防法第26条)

8 水防団の活動

水防団員は、洪水又は高潮等に際し、水災を警戒するとともに、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を維持するため、洪水等による危険が消滅するまでの間、この計画に基づき活動するものとする。

(1) 出動分団長は、洪水予報等の通報を受けたときは、随時河川堤防又は防潮堤を巡視し、量水標による水位の変化と水門の状況等を水防管理者に報告するものとする。

なお、水位が氾濫注意水位に達したときは、水防管理者の許可を得て消防車両等を用いて水防信号第1信号により地域住民に周知するものとする。

ただし、水防管理者に対して河川の増水の模様が随時報告でき、状況に応じた水防警報のサイレンを役場から広範囲に放送できる場合はこの限りではない。(以降、同様)

(2) 出動分団長は、河川の水位が氾濫注意水位に達したとき又は高潮の危険が迫ったときは、常時河川堤防又は防潮堤等を水防団員に巡視させ、更なる増水又は洪水の恐れを察知したときは、直ちにその状況を水防管理者に報告するものとする。

(3) 出動分団長は、氾濫危険水位に達するか、堤防決壊の恐れ又はそれに準ずる事態が切迫し、水防団員だけでは対応できないと判断し、水防作業の支援のために地域住民の出動を求める必要があるとき、並びに高潮警報が発せられた場

合は、水防管理者の許可を得て直ちに消防車両等を用いて第3信号を吹鳴する。ただし、水防管理者に当該許可を求める時間的余裕がない場合は、各出動分団長の判断で消防車両等を用いて第3信号を吹鳴し、地域住民に対して避難を促すものとし、事後、その事実を水防管理者に報告するものとする。

(4) 出動分団長は、津波注意報以上の津波情報の受信、洪水又は高潮による浸水が発生し、直ちに地域内住民の避難立退きを必要と認める時は、水防管理者の許可を得て消防車両等を用いて第4信号を吹鳴し、安全な場所に地域住民等の避難誘導を開始するとともに、その旨を水防管理者に報告するものとする。

ただし、水防管理者に当該許可を求める時間的余裕がない場合は、各出動分団長の判断で消防車両等を用いて第4信号を吹鳴し、地域住民の避難を促すとともに水防団員の避難を行わせ、事後、その事実を水防管理者に報告するものとする。

(5) 出動分団長は、次により水防団員の安全の確保を行う。

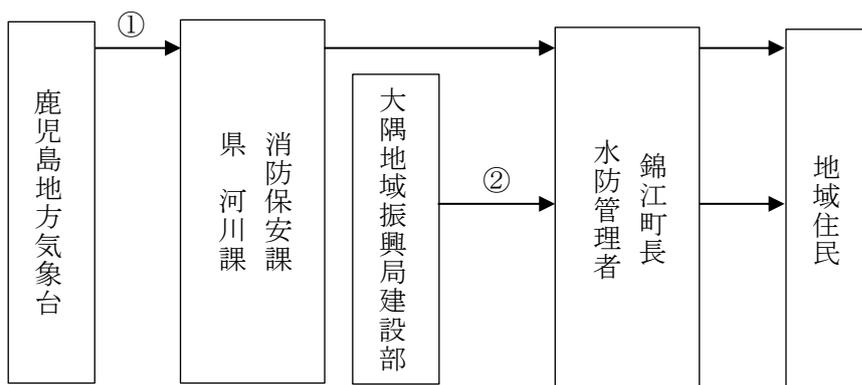
ア 津波が到来する恐れのある地域で活動中の水防団員について、津波到来予定時刻から逆算し、安全に避難させ得る時刻に当該地域から撤退を指示

イ 河川氾濫による越水の兆候又は堤防決壊の兆候が表れた場合の水防団員の撤退

ウ 水防管理者との間で撤退予定時刻及び撤退完了時刻についての情報交換

9 水防に関する連絡体制

水防に係る各機関の連絡体制は下図のとおりである。



① 気象注意報、警報、情報

② 水位情報

10 自衛隊に対する災害派遣要請

水防管理者は、自らの管理する水防組織及び関係消防機関等のみでは、洪水又はこれら水災の防止、住民の避難及びこれらの誘導について対応できないと判断

した場合は、速やかに県知事を通じて最寄りの自衛隊の部隊に災害派遣の要請を行うものとする。（「錦江町地域防災計画第3章第2.2節」を参照）

11 水防解除

出動分団長は、水位が水防団待機水位以下になり、水防に関する警戒の必要がなくなった時は、水防活動体制を解除する旨を水防本部長に報告した後、水防団を解散させるものとする。

12 水防訓練

水防管理者は、年1回を標準として水防訓練を行うよう努力するものとする。
(水防法第32条の二第2項)

13 避難行動要支援者利用施設に関する避難計画及び訓練

浸水想定区域における避難行動要支援者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の支援または配慮を必要とする者が利用する施設をいう。）について、当該施設の所有者又は管理者は、津波または浸水害時等における利用者の円滑かつ確実な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、訓練を実施しなければならない。

水防管理者は、同施設の所有者又は管理者に対し上記を指示するものとし、また、それら所有者又は管理者が正当な理由なく、その指示に従わなかった場合はその旨を公表することができる。（水防法第15条）

第6章 費用負担と公用負担

1 費用負担

水防に要する費用は、水防法第41条の規定により水防管理団体が負担するものとする。

2 公用負担

(1) 公用負担権限

水防法第28条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者又は水防団長は、次の権限を行使することができる。

ア 必要な土地の一時使用

イ 土石、竹木その他の資材の使用及び収用

ウ 車両その他の運搬具又は器具の使用

エ 工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定によって、公用負担の権限を行使するものは、水防管理者又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書をこれらの委任を受けた者にあっては次に掲げる証明書を携行し、必要がある場合には、これを提示しなければならない。

第	号
公費負担権限委任証明書	
年齢 歳 氏名	
上記の者に 〇〇の区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。	
平成 年 月 日	
水防管理者（水防団長 消防機関の長）	
氏 名	印

(3) 公用負担証票

水防法第28条の規定により公用負担の権限を行使したときは、次に掲げる証票を2通作成し、その1通を目的物の所有者、もう1通を水防管理者に提出しなければならない。

第 号				
公用負担証票				
物 件	数 量	負担内容（使用収容処分等）	期 間	摘 要
平成 年 月 日 水防管理者氏名 印 （水防団長 消防機関の長） 事務取扱者氏名 印 殿				

3 損失補償

上記権限行使によって損失を受けた者に対し、水防管理団体は時価により、その損失を補償しなければならない。

第7章 水防報告と記録

水防報告及び記録の保存

水防活動が終結した時は、本部長は速やかにその経過等を大隅地域振興局建設部長に別記様式第1及び第2により報告しなければならない。また、報告に使用した記録類については、事後の改善のために一定期間保存するものとする。

なお、記録類の保存期間はその都度決定するものとする。

水防活動実施報告書

平成 年 月 日

作成責任者

出水の概況	川		警戒水位	m				
			雨量	mm				
水防実施箇所	川		左岸	地先	m			
	右岸							
日時	自時		月	日	至時		月	日
出動人員	水防団員		消防団		その他		合計	
水防作業の概況及び工渉	箇所： 工渉：							
水防の結果	効果被害	堤防	田	畑	家	道路	人口	その他
		m m	m ² m ²	m ² m ²	戸 戸	m m	人 人	
使用器材	かます、俵					居住者の 出動状況		
	万年、土俵							
	なわ					水防関係 者の死傷		
	丸太							
	その他					雨量水位 の概況		
水防活動に関する 自己批判								
備考								

**平成27年台風○号における水防活動
(○○県○○市消防団・平成27年8月○日～○日)**

○概要

○○市消防団は、平成27年8月○日、台風○号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ○部隊○名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/○～8/○ 約12時間	○名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または
被害状況写真

○○川左岸(○○地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

○○川左岸(○○地先)
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

○○川右岸(○○地先)
月の輪工

水防活動または
被害状況写真

○○地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

改定記録			
改定年月日	改定理由	改定方法	改定者
2019. 3. 14	法令等改正のため。	防災会議承認	防災専門監
2020. 4. 17	避難勧告等基準改正 及び必要事項追記のため。	コロナウイルス蔓延防止のため、 防災会議会長専決	防災専門監
2021. 11. 1	災害対策基本法等改正のため。	防災会議会長専決	防災専門監
2023. 6. 29	警鐘に関する記述削除等のため。	同	防災専門監